

開発許可に関する条件 必読

1 許可済標識の設置

1. 工事に着手する場合は、別記（様式第1号）の開発許可済標識を設置しなければならない。
2. 標識は、開発区域が接することとなる公道から見やすい場所に設置すること。
3. 標識は、都市計画法第36条第3項に規定する工事完了公告が行われるまで設置しなければならない。

2 工事着手届

この許可に基づく工事に着手した場合は、速やかに工事着手届を市長に提出すること。

3 防災措置

1. 工事施行中は、危険、火災、自然災害による被害の防止のために適切な措置を講じること。
2. 必要に応じて、工事着手前に関係機関と協議を行い、工事施行中の防災対策の方法を定め、工事関係者に周知徹底すること。
3. 天候、その他により災害発生が予想される場合は、地区内を巡回する警備体制を定め防災に努めること。
4. 工事施行中は、交通上又は危険防止のために必要な標識（工事標識、バリケード、警戒灯等）を設置すること。

4 公共施設の機能保全

従前からある公共施設の廃止、機能交換等の工事施行に当たっては、仮工事や部分施行等の手段により、交通、水利、排水等の機能停止や公害を生じさせない配慮をして施行すること。

5 工事廃止に伴う措置

1. この開発行為を中止し、又は廃止する場合は、工事によって損なわれた公共施設の機能を回復する措置を速やかに講じなければならない。
2. 土地の形質の変更によって、周辺の地域に交通、排水、水利上の支障をきたし、又は土砂崩れなどによる被害が想定される場合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。
3. 上記の措置を講じた後は、速やかに開発行為の廃止届等を提出すること。

6 報告等

1. 工事施行中に、当初設計時の予想と著しく異なる土質、地盤に遭遇した場合は、その状況を遅滞なく報告すること。
2. 擁壁等、構造物の設計にあたって、必要と認められる場合は、土質試験、地耐力試験を行い、その結果を検討し、施行するものとし、その結果を添付するものとする。

7 工事施行状況の記録

1. 工事内容が当該開発行為の設計図書に適合していることを確認できるように、工事中施行状況の写真（別表に掲げる事項について）、資料等を整備し、完了検査の際に提出すること。
2. 上記のほか、この許可に基づく工事の施行については、法令や規則などを遵守するとともに、工事施行にあたって疑義を生じたときは、係員の指示を受けること。

8 工事完了届

この許可に基づく工事が完了した場合は、速やかに工事完了届を市長に提出し、完了検査を受けること。

（別表）

工事の種類	報告事項
擁壁工事	1. 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎及び配筋の施工状況 2. 練積擁壁の基礎及び壁体の厚さ、又はブロック材及び裏込コンクリートの施工厚さ
盛土工事	1. 急斜面に盛土する場合は、盛土前の段切、その他の措置 2. 盲排水管施設の施工状況
道路工事 貯水施設工事	1. 路盤工施工状況 2. 根切り完了したときの状況 3. 床盤又は低盤の配筋施工状況
その他の工事	

様式第1号：開発許可済標識

開 発 許 可 済 地	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 ・ イ 第 号
許可を受けた者の住所・氏名	
工事施行者の住所・氏名	
開発区域(工区)に含まれる 土地の名称・地番	福井市
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工 事 施 行 面 積	
工 事 現 場 管 理 者	

←————— 6 0 cm 以上 —————→

↑
5 0
cm
以
上
↓

備考

- 1．材料は木板又はトタン板とし、白地に黒字書きとする。
- 2．地上高板下まで1．2mとする。

9 予定建築物に関する条件（補足事項）

- 1．開発許可を受けた区域内においては、当初設計時における予定建築物以外の建築物を新築してはならない。ただし、用途地域が定められた区域については、この限りではない。
- 2．前1のただし書に該当する場合であっても、交通や周辺の土地利用を勘案して、市長が必要と認める場合は、福井県公安委員会との協議等の手続を経て、必要な措置を講じること。
- 3．市街化調整区域においては、この許可により建築した建築物の用途を変更してはならない。
- 4．都市計画法第34条第14号に該当するとして開発許可を受けた者は、当該土地及び建築物を一般承継人以外の者に転売、譲渡、貸与等をしてはならない。

この条件の内容及び市街化調整区域における制限については、

福井市都市戦略部都市計画課開発審査係

0 7 7 6 - 2 0 - 5 4 5 0

までお問い合わせください。